

◎新潟県告示第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。  
平成30年4月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画公園事業

(2) 名称 9・6・500号鳥屋野潟公園

2 施行者の名称

新潟県

3 事務所の所在地

新潟市中央区新光町4番地1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

昭和49年建設省告示第507号、昭和57年建設省告示第1572号、昭和61年建設省告示第1393号、平成5年建設省告示第1934号、平成15年北陸地方整備局告示第7号及び平成22年北陸地方整備局告示第81号の事業地のうち長潟1丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

5 事業施行期間

昭和49年3月30日から平成39年3月31日